

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の辞退(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告示

鳥取県告示第五百四十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二條の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西尾 邑次

名称	所在地	指定年月日
上田病院	鳥取市西町一丁目四五―一	平成元年四月十三日
坂本医院	鳥取市元町二七二	平成元年四月一日
山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町一二五	〃
山藤医院	鳥取市大榎町一七	〃
石井内科医院	鳥取市布勢字河徳三三二―一四	平成元年四月三日
富永眼科医院	米子市富士見町二丁目一七二	平成元年四月一日
南家医院	境港市渡町一四八〇	平成元年四月七日
ノヅ医院	岩美郡国府町宮ノ下二七八	平成元年四月十日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四―九	平成元年四月二日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五―一	平成元年四月一日

岸医院	八頭郡河原町大字河原八	"
浜村診療所	気高郡気高町勝見六六〇―二	"
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	"
日南町国民健康 保険日南病院	日野郡日南町生山五一―一七	"
江尾診療所	日野郡江府町小江尾一九四四 ―一	"
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	"
山中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	"
荒金歯科診療所	日野郡日南町生山一五〇	"
井上皮膚科クリ ニック	米子市茶町二七	平成元年四月十一日
潮医院	西伯郡会見町天万六三八	平成元年四月一日
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	平成元年四月四日
平林歯科医院	米子市糍町二丁目一二五	平成元年四月一日
セントラル歯科	米子市上福原一二二一	"
日本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	"
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	"
吉中胃腸科医院	東伯郡東伯町大字丸尾一〇二 ―一	平成元年四月八日
医療法人社団松 浦診療所	米子市東町一六三	平成元年四月一日
医療法人社団門 脇内科医院	境港市明治町一七二	"
医療法人社団荒 川耳鼻咽喉科	米子市東福原八四二	"
医療法人社団細 田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	"
医療法人社団高 田内科医院	境港市東雲町七	"
阿部医院	三米子市角盤町二丁目一〇一	"
木村皮膚泌尿器 科医院	米子市東倉吉町六八	"
戸口田整形外科 医院	米子市上福原一五九四	"
辻谷外科医院	米子市糍町二丁目一八―三	"
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六 ―一	平成元年四月一日
ゆたに薬局	鳥取市吉成二〇六一	"
もりた薬局	鳥取市吉方町二丁目四三八	平成元年四月十日
佐治村国民健康 保険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二一 七―一二	平成元年四月一日
医療法人中西医 院	境港市上道町七二三―一	"
医療法人社団常 松医院	米子市福市五七四―五	"
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	"

医療法人社団渡部医院	境港市渡町二一九三―三	〃
医療法人柿坂医院	八頭郡八東町大字北山四七	〃
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三	〃
医療法人下山医院	米子市上福原一六七〇―一	〃

鳥取県告示第五百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 總 洋	鳥葉第六八四号	平成元年三月十三日
高 岡 清	鳥葉第六八五号	平成元年三月十六日
山 本 哲 夫	鳥葉第六八六号	〃

鈴木 忠	鳥葉第六八七号	〃
北村 真理	鳥葉第六八八号	〃
森田 洋午	鳥葉第六八九号	平成元年三月二十八日
三浦 敬子	鳥葉第六九〇号	〃
上田 昭字	鳥葉第六九一号	平成元年三月二十九日

鳥取県告示第五百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八	平成元年四月二十四日
ゆたに薬局	鳥取市吉成二〇六一―一	〃
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六一―一	〃

医療法人社団高田内科医院	境港市東雲町七	"
医療法人柿坂医院	八頭郡八東町大字北山四七	"
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三	"
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	"
医療法人社団渡部医院	境港市渡町一二九三十三	"
辻谷外科医院	米子市糍町二丁目一八一三	"
医療法人下山医院	米子市上福原一六七〇一	"
医療法人社団細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	"

鳥取県告示第五百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	辞退年月日
高田内科医院	境港市東雲町七	平成元年四月二十三日
柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	平成元年四月二十八日
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	"
渡部医院	境港市渡町一二九三十三	"
辻谷医院	米子市糍町二丁目一八一三	"
下山医院	米子市上福原一六七〇一	平成元年四月二十六日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	"

鳥取県告示第五百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字川原谷三五二の三・三五三の三（以上二筆）

について次の図に示す部分に限る。()

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字黒谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線江府線鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町根雨原及び荘地内

四 立ち入ろうとする期間

平成元年五月二日から同年九月三十日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年五月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	CRVP-三	型 式	株式会社ソフィア	製 造 業 者 名
---------	--------	--------	-----	----------	-----------

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価】一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）